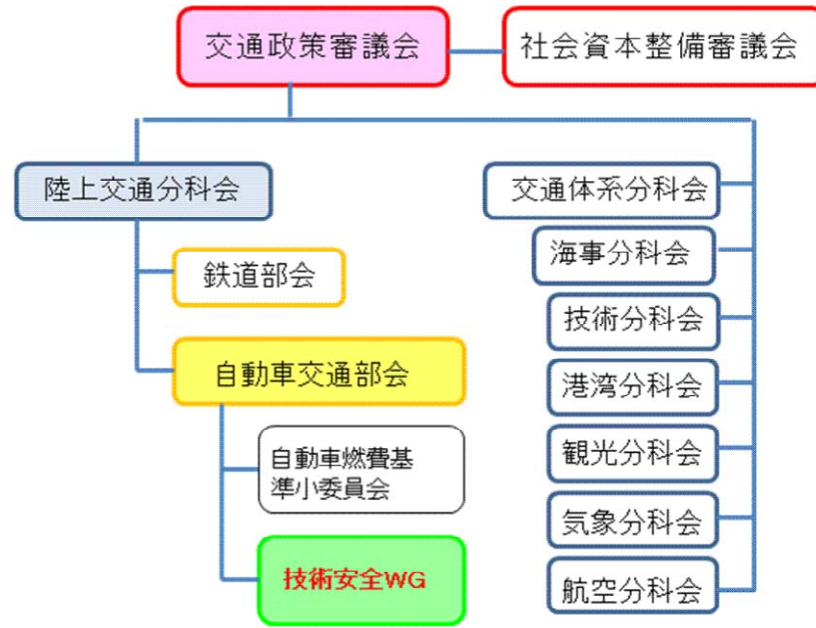


## 交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会 技術安全ワーキンググループの設置について

### ○交通政策審議会分科会一覧



### ○交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会運営規則（抜粋）

（ワーキンググループ）

第1条 部会長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループを設置して調査審議させることができる。

2 ワーキンググループの議決は、部会長が適当であると認めるときは、部会の議決とすることができる。

（ワーキンググループの委員）

第2条 ワーキンググループに属すべき委員等（陸上交通分科会運営規則第3条の「委員等」という。以下同じ。）は、自動車交通部会に属する委員等のうちから、部会長が指名する。

（委員長）

第3条 ワーキンググループに、委員長を置き、当該ワーキンググループに属する委員等から、部会長が指名する。

2 ワーキンググループは委員長が招集する。

3 委員長は、ワーキンググループを招集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議事項を当該ワーキンググループに属する委員等のうち委員、当該議事に関係のある臨時委員に通知する。

4 委員長に事故があるときは、当該ワーキンググループに属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

5 委員長は、調査審議を終了したときは、速やかにその結果を部会長に報告するものとする。

( 参 考 )

○国土交通省設置法

第十四条 交通政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 国土交通大臣の諮問に応じて交通政策に関する重要事項を調査審議すること。
  - 二 前号に規定する重要事項に関し、関係各大臣に意見を述べること。
  - 三 (略)
- 2 前項に定めるもののほか、交通政策審議会の組織、所掌事務及び委員その他の職員その他交通政策審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

○交通政策審議会令 (抜粋)

(所掌事務)

第一条 交通政策審議会 (以下「審議会」という。) は、国土交通省設置法第十四条第一項に規定するもののほか、陸上交通事業調整法 (昭和十三年法律第七十一号) 及びエネルギーの使用の合理化に関する法律 (昭和五十四年法律第四十九号) の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

(委員等の任命)

第三条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。  
2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、国土交通大臣が任命する。

(分科会)

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
陸上交通分科会	一 鉄道、道路運送その他の陸上交通に関する重要事項を調査審議すること。

○交通政策審議会陸上交通分科会運営規則 (抜粋)

(趣旨)

第1条 陸上交通分科会 (以下「分科会」という。) の議事の手続きその他分科会の運営に関し必要な事項は、交通政策審議会令に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(部会)

第9条 会長は、必要があると認めるときは、調査審議事項を部会に付託することができる。  
2 部会の議決は、会長が適当であると認めるときは、分科会の議決とすることができる。

技術安全ワーキンググループの設置について

自動車技術に関し、今後取り組むべき事項、方向について調査審議する必要があるため、下記により陸上交通分科会自動車交通部会に技術安全ワーキンググループを設置する。

記

1. 交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会運営規則第1条第1項の規定により、自動車交通部会に技術安全ワーキンググループを設置する。
2. 技術安全ワーキンググループは、平成11年運輸技術審議会答申（諮問第24号「安全と環境に配慮した今後の自動車交通政策のあり方について」）及び平成18年交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会報告（国交政審（陸）第29号「交通事故のない社会を目指した今後の車両安全対策のあり方について」）に対するレビューを行うとともに、車両安全対策の新たな目標と対策の方向性について調査審議する。

自動車交通部会長  
大 聖 泰 弘

国交政審（陸）第15号  
平成22年9月28日

鎌 田 実 殿

自動車交通部会長  
大 聖 泰 弘

交通政策審議会陸上交通分科会自動車交通部会運営規則第3条第1項の規定に基づき、  
貴殿を陸上交通分科会自動車交通部会技術安全ワーキンググループ委員長に指名する。